

平成29年度第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会
 (芦屋市立養護老人ホーム和風園) 会議録

日 時	平成29年7月7日(金)午後5時30分～午後7時00分
会 場	芦屋市役所東館3階大会議室
出 席 者	1号委員 富田 智和 1号委員 小市 裕之 1号委員 高原 利栄子 2号委員 佐々木 勝一 2号委員 岡本 直子 市出席者 稗田企画部長 島津企画部主幹(施設政策担当課長) 濱口政策推進課係長 岡本政策推進課員 西村政策推進課員 事務局 寺本福祉部長 篠原高齢介護課長 井村高齢介護課係長 芝田高齢介護課員
事 務 局	福祉部高齢介護課
会議の公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 [芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要] <非公開・一部公開とした場合の理由> 法人情報を扱うため
傍聴者数	なし

第1 会議次第

1 開会

- (1)委嘱状交付
- (2)委員紹介
- (3)委員長・副委員長の選出
- (4)会議運営に関する確認

2 議題

- (1)ア 募集要項及び業務仕様書の検討について
 イ 審査要領及び選定基準の検討について
- (2)その他

3 閉会

第2 提出資料

事前資料 選定資料

- ・会議次第
- ・芦屋市指定管理者選定・評価委員会委員名簿(芦屋市立養護老人ホーム和風園)

- ・選定スケジュール
- ・募集要項（案）
- ・業務仕様書（案）
- ・選定審査要領（案）
- ・選定基準（案）

第3 審議経過

1 開会

（事務局・篠原）ただ今より第1回選定・評価委員会を開催します。

(1) 委嘱状交付

（事務局・篠原）委嘱状を机上交付

(2) 委員紹介

（事務局・篠原）続きまして、委員の皆様及び事務局職員の紹介を行います。まず最初に、事前にお送りしております名簿の順に委員の皆様からご紹介をお願いしたいと思います。

（各委員）自己紹介

（事務局・篠原）ありがとうございました。なお、次回の委員会におきましては、応募事業者との利害関係の有無によりまして万が一の場合には、委員の交代の可能性がございますことをお伝えします。それでは、事務局の自己紹介をさせていただきます。

（事務局他）自己紹介

(3) 委員長・副委員長の選出

（事務局・篠原）続きまして、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第3条第1項及び第2項により本委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める、とありますが、皆様の中でどなたか委員長のご推薦はございませんか。

（岡本委員）富田委員が相応しいと思います。

——賛成の声——

（事務局・篠原）ありがとうございます。それでは、富田委員よろしく申し上げます。次に、副委員長ですが、同条第4項の規定に基づき委員長が

指名するとありますが、委員長、ご指名お願いします。

(富田委員長) 佐々木委員でいかがでしょうか。

——賛成の声——

(事務局・篠原) 佐々木委員よろしくをお願いします。

(事務局・篠原) それでは、富田委員長、佐々木副委員長、お席の移動をお願いします。

——委員長、副委員長が席を移動——

(事務局・篠原) 改めて委員長、副委員長として一言ご挨拶をいただきたいと思えます。

(富田委員長) あいさつ

(佐々木副委員長) あいさつ

(事務局・篠原) ありがとうございます。これからの進行は富田委員長にお願いいたします。

(4) 会議運営に関する確認

(富田委員長) まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告をお願いいたします。

(事務局・篠原) 委員定数5人中、5人の委員が出席しており、過半数の出席がありますので、会議は成立してございます。

(富田委員長) 次に本委員会の公開、非公開についてお諮りします。

(事務局・篠原) 芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定めております。ただし、第19条により、公開することにより会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。本日は、募集要項等の審査がございましたので、非公開とすることにしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

——異議なしの声——

(富田委員長) それでは、会議を非公開とすることに決定したいと思います。させていただきます。それでは、議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局・篠原) 議事録の公開につきましては、発言者名を含め、非公開の趣旨を損ねない範囲で公表させていただきたいと思えます。

(富田委員長) 事務局からの説明がありましたが、質問・意見はございますか。

——異議なしの声——

(富田委員長) それでは、議事録の取り扱いについても、一部は公開、「非公開の趣旨を損ねない範囲で公表」ということでよろしいでしょうか。

——異議なしの声——

(富田委員長) では、そのように決定したいと思います。

2 議題

(1) ア募集要項及び業務仕様書の検討について

(富田委員長) それでは本日の議題の「募集要項及び業務仕様書の検討」について事務局の説明をお願いします。

(事務局・篠原) 事前の資料で配布した「募集要項(案)」と「業務仕様書(案)」、差替えのあった資料及び外部評価の際の指摘事項の改善点について説明

(富田委員長) この説明に対してでも、それ以外の点に対しても質疑、ご意見があればおっしゃってください。

(小市委員) 関係しているのかわかりませんが、26年度から27年度にかけてショートステイの利用者数が、延べ人数だと思うのですが、急激に減っているように見えますが、この背景が、もし具体的なことがあるのであればお聞きしたいです。

(事務局・篠原) ショートステイについては、主に虐待ケース、虐待の方によって数字が左右されます。定期的に利用されている方は、1か月に7日と決まった日数を定期的な人数の方が利用していますが、虐待のケースについては、後見人がつくまで等の長い期間施設でショートステイを利用される場合がありますので、たまたま27年、28年については、虐待件数が減少したと理解してください。

(佐々木委員) 市外の措置のことをお聞きしたいのですが、現在13名とありますが、市外措置の方は何名いますか。

(事務局・篠原) 神戸市東灘区から措置の依頼を受け、2名入所しています。残る11名は芦屋の方です。

(富田委員長) 2名とも東灘区の方ですか。

(事務局・篠原) 2名とも東灘区の方です。

(富田委員長) P 2 1 に記載されている指定管理料は減らないということですか。

(事務局・篠原) 指定管理料の積算について説明させていただきます。

指定管理料につきましては、平成25年度から28年度の支出の平均実績の金額をベースに考えており、そのうち入所人員の増減に関わらず必要となる経費、いわゆる人件費等は配置基準というのが決まっており、15人でも30人でもかかる費用が一緒の部分を固定費とし、また、入所者の消耗品など給食費など入所者の人数によって増減する部分を変動費として分けまして、今回は、固定費と変動費は18人分を今回の指定管理の費用として計上しております。これについては、25～28年の人数が概ね13人程度となっており、ショートステイにつきましても、人数換算779日を365日で割ると平均2～3人となりますので13人+2～3人ということで15～16人は常に入っているという状況でセーフティーネット部分も含めまして変動分を18人分と計上し、今回の積算額としております。

(小市委員) 仕様書の12P(11)について、「入所者」と「入居者」の区分けありますか。

(事務局・篠原) 特に違いはありませんので「入所者」で統一します。

(小市委員) 募集要項のP4の(5)イの質問の受付期間のところだけ終了時間が午後5時15分となっているが、質問に15分かかるということを想定されてのものですか。

(事務局・篠原) そのとおりです。

(小市委員) 募集要項P4の最後の行について、8月17日～25日までに祝日はないと思いますので削除しても良いのではないのでしょうか。

(事務局・篠原) 削除させていただきます。

(小市委員) 募集要項のP3の応募書類に記載されているCD等となっていますがUSBメモリでの提出も可能ですか。

(事務局・篠原) USBでも可能となっております。

(小市委員) 電子データでの提出の場合は、盗難や落とした際のことを考えて、パスワードの設定されるかについても記載があると方がよいと思います。

(事務局・篠原) ありがとうございます。

(佐々木委員) 指定管理料で毎年運営費が7, 200万円あり、介護報酬について、人数が減っているのに27から28年度にかけて増えているのはなぜですか。

(事務局・篠原) 介護報酬の部分は、基本自立した方の入所が多かったのですが、徐々に介護が必要な方が多くなっています。よって介護認定を受け、介護サービスを受けられている方が13人中9人と増加しており、その方のプラン作成料などの影響で収入の増加につながっています。

一方でサービスの利用方法としては、外部のサービスを利用することになるので、和風園の方で計画は立てるが、サービス自体は、あしや聖徳園やあしや喜楽苑等から来ていただくような契約をするので、支出の欄に外部特定業務の委託費という部分が別途発生するようになっています。

(佐々木委員) 指定管理料を養護老人ホームの基準配置の人員費に充当してもいいという契約ですか。

(事務局・篠原) そのとおりです。

(富田委員長) ほかにご意見・ご質問ありませんか。

(富田委員長) では、次の審査要領と選定基準について事務局から説明をお願いします。

(事務局・篠原) 審査要領と選定基準の説明

(富田委員長) 先ほど「募集要項・仕様書」を含めて質疑を行いたいと思いますのでどなたからでもよろしくお願いします。

(岡本委員) 募集要項の中で入所定員が30人と書かれており、現在入所されているのは11～13人となっているが、これから増えていくことはあるのですか。また、積算根拠を18人として考えているようですが、今後入所者が増加し20人より多くなることも考えられるのですか。また、それを考える必要はありませんか。

(事務局・篠原) 入所定員については、以前は50人であったのを平成20年度に30人に変更しており、入所者数としては、減少している状況です。しかし、最近が高齢者数が増加しており、虐待のケースということもあって横ばいとなっています。具体的に今後入所者が増加するかというのは、経済的な要件や身寄りがいないという要件がありますので、中々増加しないのではないかと考えております。ただ、養護老人ホームについては、市内の関係機関や福祉のケア

マネジャー，施設に対して，セーフティーネットの施設であることをお伝えしているのです，今後増やすような取り組みと言いますと一定市外の方を含めて，市外措置の方を受け入れるということになれば入所者は増えていくと思われれます。

指定管理料につきましては，清算は行わないことになっておりますので，実際の入所者が18人に満たない場合であっても清算は行いません。18人を超えたからといって直ちに変動費を上乗せするかということについては，そうはなりません，明らかに人数が増えた場合は，協議の必要があります。しかし，現在のところでは，人数について大きく増加しないと見込んでおります。

(佐々木委員) 芦屋の高齢者虐待の中のレスパイトは，養護老人ホームが専門に受けていますか。他の特養では受けていませんか。

(事務局・篠原) 概ね自立されている方については，養護老人ホームで受けており，特別養護老人ホームは，要介護3以上の方が対象の施設となるので，要介護度が重い方については，特別養護老人ホームに措置しています。

(佐々木委員) 要介護度によって区分けされているのですね。

(事務局・篠原) そのとおりです。

(富田委員長) 募集要項のP3応募方法のCD等による提出の際にパスワードをかけるということについては加筆という形になると思います。
他に意見はありますか。

(事務局・篠原) いただいた意見としましては，募集要項のP5(3)オの緊急時で入所が必要になった際の体制について，虐待ということが明確に分かるようにするという意見をいただいています。

(島津課長) これについては募集要項P5では書きにくいと思うので，募集要項P13(5)の中で書いた方がいいと思います。

(事務局・篠原) 募集要項P4の(5)イ質問の受付期間に期間に祝日がありませんので削除いたします。

(佐々木委員) 募集要項P13(5)の緊急で入所が必要になった際の体制(各機関と連携及び介護認定が中重度の受け入れ体制について)のところ，最初の話では，軽度の方を前提として受け入れるが，中重度も受け入れるかもしれないということですか。

(事務局・篠原) 要介護2・3の方も対象です。今現在，和風園でしか入居が難しいという方で要介護4の方が一人いますのでそういったケースも考えております。

(佐々木委員) つまり、そういった可能性があることも踏まえての記載ですか。

(事務局・篠原) そのとおりです。

(高原委員) 小市委員にもお伺いしたいのですが、募集要項のP10の4添付書類(5)の直近3年間の法人等の財務状況に関する書類で、会計監査法人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書とあるが、会計監査法人ではなく、会計監査人ではないでしょうか。

(小市委員) 会計監査法人ではなく、会計監査人です。

(事務局・篠原) 訂正させていただきます。

(富田委員長) 会社法の規定に合わせるということですね。

(高原委員) そういうことと考えます。

(小市委員) 指名委員会等の設置会社もあるので、監査役会等にした方がいいです。これは、取締役会設置会社を前提にしているのですか。

(富田委員長) 会計監査人設置会社でなく、監査役会設置会社でもない場合は、何も添付しなくてもよいのでしょうか。監査役設置会社の場合には、監査役の監査報告書は提出するということですか。法人の規模が普通の取締役会設置会社で監査役会設置会社でない会社も募集資格はあるのでしょうか。

(佐々木委員) 社会福祉法の改正で社会福祉法人の規模の違いで違いがあるのではないですか。

(小市委員) すべてまとめて記載するのであれば、「法定監査を受けた場合、その監査報告書を提出する。」と記載すれば、包括的にカバーできると思います。

(事務局・篠原) そのように訂正させていただきます。

(富田委員長) 他にご意見はありますか。

(富田委員長) 今までの意見を反映させてもらえればと思います。

(富田委員長) 次回以降の日程について説明をお願いします。

(事務局・篠原) 日程調整と現地視察について説明。

(富田委員長) それでは、本日の委員会は終了いたします。お疲れ様でした。